

長野県内の認可外保育施設における
児童死亡事案に係る検証報告書

令和2年12月

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
重大事故検証部会

目 次

はじめに	1
I 検証について	2
1 検証の目的	2
2 検証の方法	2
（1） 検証組織	2
（2） 関係者からの情報収集	2
（3） 関係者からのヒアリング	2
（4） 事故発生現場の確認	2
（5） 検証部会での検討	2
II 事故の整理	4
1 事故の概要	4
2 施設概要	4
3 事故発生時の概況	4
4 本児の状況	5
5 事故発生時の状況	5
（1） 施設から県に提出された事故報告書による	5
（2） 法人の事故経過記録（報告書）による（抜粋）	5
（3） 県の特別立入調査における施設職員からの当日状況の 聴取内容による	6
6 特別立入調査の結果	7
7 事故発生現場	9
8 関係者へのヒアリングにより確認できた事実	10
（1） 施設からのヒアリング	10
（2） 本児の保護者からのヒアリング	12
（3） 警察からのヒアリング	13
（4） 施設の所在市町村担当課からのヒアリング	14
（5） 所管保健福祉事務所からのヒアリング	14
III 確認できた事実から考察する本事案の課題及び提言	16
まとめ	16
【保育事業者に対する提言】	
1 午睡中の対応	16
（1） 寝かせ方	16
（2） 呼吸確認	17
（3） 寝かせていた場所	19

(4)	午睡の長さ	20
(5)	人員	21
2	緊急時の対応	22
3	体調不良児への対応	23
4	職員への指導	24
5	保育施設における自己評価、外部評価	25
	【長野県への提言】	
1	研修の受講促進	26
2	職員不足への対応	26
3	巡回指導と指導監査の連携強化	27
4	指導監査の充実	27
5	子どもを亡くした保護者に対するケア	27
	長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事故検証部会	
	委員名簿	29
	参考資料	30

はじめに

令和元年7月8日、午睡中に心肺停止状態で発見された1歳の子どもが、翌日死亡するという事故が起きました。

それを受け「長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事故検証部会」が設置され、私たちは、事実関係の把握、発生原因の分析を行い、再発防止策を検討してきました。検証にあたっては、お子さんを亡くされたご両親・ご親族の無念な思いを常に念頭に置きながら進めてまいりました。

内閣府の「令和元年教育・保育施設等における事故報告集計」によれば、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに保育所等で発生した死亡事故は6件あり、全てが0～2歳児であったこと、6件のうち4件は睡眠中に発生したことが報告されています。

過去の調査からも睡眠中の死亡事故が多いことが分かっています。

それにもかかわらず死亡事故が後を絶ちません。

死亡事故を防ぎ、認可保育施設であれ認可外保育施設であれ、子どもを預かる全ての施設において、子どもの安全が確保され、子どもが健やかに成長できる場となるにはどうしたらよいのか。本事案に真摯に向き合い、そこから学び再発を防止することができなければ、幼くして亡くなったお子さんに顔向けできません。そのような思いで本報告書をまとめました。

認可外保育施設だけでなく、認可保育施設、その他、子どもを預かる全ての施設において、本報告書をお役立ていただきたく存じます。

令和2年12月

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事故検証部会
部会長 岡田 和枝

I 検証について

1 検証の目的

検証は、認可外保育施設における死亡事故等の重大事故について事実関係の把握を行い、重大な事故にあった子ども（以下「本児」という。）やその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行うものである。

なお、検証については、事故発生の実事把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではない。

2 検証の方法

(1) 検証組織

検証は、令和元年11月22日に設置した長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事故検証部会（以下「検証部会」という。）が検証組織となり実施した。

本検証部会は幼児教育・保育分野の学識経験者、看護分野の学識経験者、医師、弁護士、現場経験豊富な保育関係者で構成されている。

(2) 関係者からの情報収集

事実関係を把握するために、危機管理マニュアル等、検証に必要な資料について事故発生施設や保護者から提供を受けた。

(3) 関係者からのヒアリング

事故発生施設の職員、警察、本児の保護者及び当該施設の所在市町村から、事故発生状況や本児の様子等について、詳しい情報をヒアリングした。

なお、ヒアリングは検証部会委員（以下「委員」という。）が関係者のもとへ伺い、対面で行ったほか、新型コロナウイルス感染症予防のため、一部は委員が調査項目をまとめた上で書面により行った。

(4) 事故発生現場の確認

事故発生現場の確認については、事故後の特別立入調査時に事故発生当時の状況を確認したほか、施設関係者へのヒアリング実施時にも、委員が確認を行った。

(5) 検証部会での検討

検証部会を次のとおり開催し、事案の整理、事実関係の確認、再発防止策の検討、報告書の作成を行った。

○検証部会の開催経過

開催回	日 時	議 事 内 容
第1回	令和元年12月27日	(意見交換) ・ 検証の目的の確認 ・ 検証方法の確認 ・ スケジュールの確認 ・ 本事故の概要の確認
第2回	令和2年7月2日	(意見交換) ・ 現地調査の結果の確認について ・ 事実関係の検証について ・ 再発防止に向けた問題点・課題の抽出について
第3回	令和2年9月3日	(意見交換) ・ 再発防止について ・ 検証部会報告書(素案)について
第4回	令和2年11月16日	(意見交換) ・ 検証部会報告書(案)のとりまとめ
第5回	令和2年12月16日	(意見交換) ・ 検証部会報告書の決定

○ヒアリング等の実施状況

日 時	内 容
令和2年2月26日	警察からのヒアリング
令和2年3月24日	施設への現地調査及びヒアリング
令和2年5月28日	保護者からのヒアリング(書面による)
令和2年6月2日	施設所在市町村からのヒアリング
令和2年7月1日	施設所管保健福祉事務所からのヒアリング(書面による)
令和2年11月4日	保護者からのヒアリング

II 事故の整理

1 事故の概要

今回検証する事故は、令和元年7月8日（月曜日）に、認可外保育施設で発生したもので、午睡中の本児が心肺停止状態になり翌日死亡した事案である。

本児は、昼食後12時30分過ぎから睡眠していたが、14時30分頃からぐずりはじめ、職員による再度の寝かしつけの後、職員がおやつのために起こそうとした15時30分頃には無呼吸状態であった。駆け付けた病院Aの医師が心肺蘇生を実施、施設職員が119番通報し病院Bに搬送された後、心肺回復した。その後、病院Cにドクターカーで移送され、翌朝病院Cで死亡が確認された。

2 施設概要

種別	認可外保育施設（事業所内保育施設）				
開設年月日	平成19年12月17日 平成29年4月17日（旧施設から移転）				
開所時間	7時45分から18時15分まで				
建物の構造	鉄骨造2階建ての1階部分を使用				
保育室等の状況	ほふく室 （1室）	保育室または 遊戯室（3室）	調理室 （1室）	便所	その他
	10.07 m ²	① 9.39 m ² ② 8.85 m ² ③ 63.34 m ² 計 81.58 m ²	15.40 m ²	6.00 m ²	57.83 m ²
定員	30名				
職務に従事している職員の配置数（施設長を含む）	常勤3人（保育士2人）、非常勤3人（保育士3人）				

3 事故発生時の概況

発生（異常覚知）日時	令和元年7月8日（月曜日）15時30分頃
在籍子ども数	登録児童数23人
発生時の保育従事者数	管理者（保育士）1人、保育士1人、補助者1人 計3人
発生時の利用状況	利用人数 15人（1歳児9人、2歳児5人、3歳児1人）

4 本児の状況

本児の年齢、性別 1歳2か月（H30.5生まれ） 男

- ・本児は令和元年5月9日から入所
- ・母親の復職に当たり、ならし保育から開始

5 事故発生時の状況

(1) 施設から県に提出された事故報告書（7月10日付け）による

時間	内容
7月8日 15:30	午睡中、意識がない状態に保育士が気づき、病院Aの医師に電話連絡。 病院Aの医師が心肺停止を確認後、心臓マッサージを行う。 AEDによる心肺蘇生を実施。 救急隊が到着し、心肺蘇生を実施しながら病院へ搬送。
15:55	病院B到着。心肺回復 その後、病院Cにドクターカーで移送
(翌朝6時頃)	病院Cで死亡

(2) 法人の事故経過記録（報告書）（7月12日付け）による（抜粋）

日時	内容	対応
7月8日 15:30	午睡から起こしに行った所、顔色が悪く意識がなかった。	心肺蘇生を開始 他職員が病院Aの医師と救急隊に通報
15:40	病院Aの医師	すぐにBLS ^{※1} 開始 すでにチアノーゼ ^{※2} ありCPA ^{※3} 状態 AED装着するも心静止
15:42	救急隊到着	救急隊のAEDに装着しなおし車内収容。車内にてAED行うも心停止。病院Bまでは救急隊がBLS施行
16:00	病院B到着（病院Aの医師が同行）	到着後、病院Aの医師から病院Bの小児科医に状況説明 母親の勤務先に連絡し母親に病院Bへ向かうよう伝えてもらう
16:30	心肺再開しない	
17:00	心肺再開	

※1 BLSは、Basic Life Supportの略称で、心肺停止又は呼吸停止に対する一次救命処置のこと。
※2 チアノーゼは、皮膚や粘膜が青紫色になった状態。血液中の酸素の減少によるもので、呼吸困難や血行障害によって起こる。藍青（らんせい）症。
※3 CPAは、Cardiopulmonary Arrestの略称で、心肺停止のこと。

17:50		病院Cへ移動する
7月9日 7:00	7月8日夜から朝にかけて警察からの電話対応 理事長へ死亡の連絡	病院Aの当直の看護師、医師が対応 病院Aの当直の看護師から電話報告

(3) 県の特別立入調査における施設職員からの当日状況の聴取内容（7月12日付け）による

日時	内容
午前中	本児は、散歩中に眠気が強く、カートの中ですぐ座り込む様子が見られた。
12:30 過ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食後、本児は12:30過ぎから午睡を始めた。 (午睡時1～2歳児:14人、3歳児1人、計15人。職員は保育士A、保育士B、保育補助者の3人体制。本児は保育士A、0歳児室は保育士B、フローアは保育補助者が担当) (別紙平面図のとおり) ・ 普段から、特にぐずる子どもを個室(旧ロッカー室)、少しぐずる子どもを0歳児室、比較的落ち着いている子どもをフローアで寝かしていた。 ・ 本児のみ個室で、布団は平らにし仰向けで寝かしつけた。 ※呼吸の確認方法について <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼吸の確認は10分間隔で行えるようキッチンタイマーをセットし、音が鳴るようにしていた。 ・ 音が鳴った後のタイマーは、気づいた職員が再セットするようにしていた。 ・ 誰がセットするかは決めていなかった。 ・ 呼吸確認のチェック表は、何回確認を行ったかを記載するのみ(「正」の字を記載)。どの子どもを何時に確認したかという様式にはしていなかった。
14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本児が、14:30頃からぐずりはじめたため再度寝かしつけた。 ・ 布団を折りたたみ、くぼみに本児を横向きにして寝かしつけた。 ・ この方法は、2～3年前から行っていた。寝かしつけの効果があつた。普段から子どもがぐずるとこの方法をとっていた。他の職員から危険性を指摘されることはなかった。 ・ 寝かしつける際は、個室のドアを閉めた。 ・ 寝かしつけに30分ほどかかった。

15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・15:00には寝ていたと思う。本児が静かになったので、再眠したと判断した。 ・布団で顔が見えない状況で、呼吸の確認は行わなかった。 ・この時点で呼吸をしていたかどうかはわからない。 ・本児が寝付いたと思ってからほぼ同時に、0歳児室でほかの子どもが泣いたので、あやすために個室を離れた。 ・本児がいた個室のドアは開けておいた。 ・他の部屋の子ども（2人）をあやすのに30分ほどかかった。 ・2人（保育士A、B）の職員が、0歳児室でぐずっていた子どもの対応をしていた間、もう1人の職員（保育補助者）が、他の子どもの呼吸をチェックしていた。 ・保育補助者は、呼吸チェックの合間に同じフロアーにあるパソコンの作業をしていた。 ・この30分の間にタイマーが鳴っていたかどうか記憶にない。
15:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・15:30頃に本児をおやつのために起こそうとして、呼吸していないことを発見した。 ・ほぼ30分間、誰も本児の呼吸確認を行わなかった。 ・気づいた時は本児が横向きになり、口の半分ぐらいに布団が接触していたと記憶している。 ・心臓マッサージを行うとともに、病院Aの医師に連絡、119番通報 ・AED等による一次救命措置を実施 ・病院Bに救急搬送（心肺回復） ・その後、病院Cへドクターカーで搬送されるが、明朝、同病院で死亡

6 特別立入調査の結果

実施日：7月12日（金）

実施者：所管保健福祉事務所 福祉課 職員2人

項目	調査内容
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置基準は満たしていた。 幼児15人（1歳9人、2歳5人、3歳1人） 保育に従事する者3人
施設の使用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・届出と使用状況との相違 職員ロッカー室→保育室（事故現場） 保育室の1室 →事務室 保育室の1室 →物置 （H31.4.1から変更したとのこと）

睡眠時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠時の呼吸確認 通常 10 分おきに呼吸の確認を行っていたが、本児の呼吸確認は約 30 分間行われなかった。 タイマーを使用していたが、セットしなかった。 チェック表にも時間の記載がなかった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具及び寝かせ方 柔らかい布団の使用 布団を折りたたみ、その間に本児を横向きにはさみこんでいた。

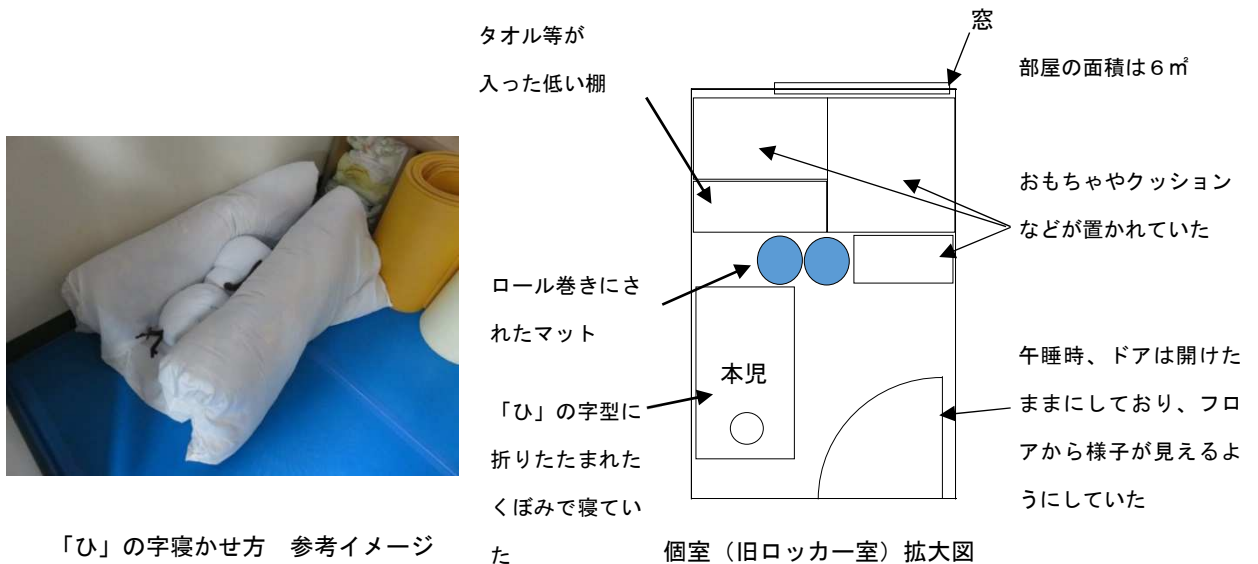
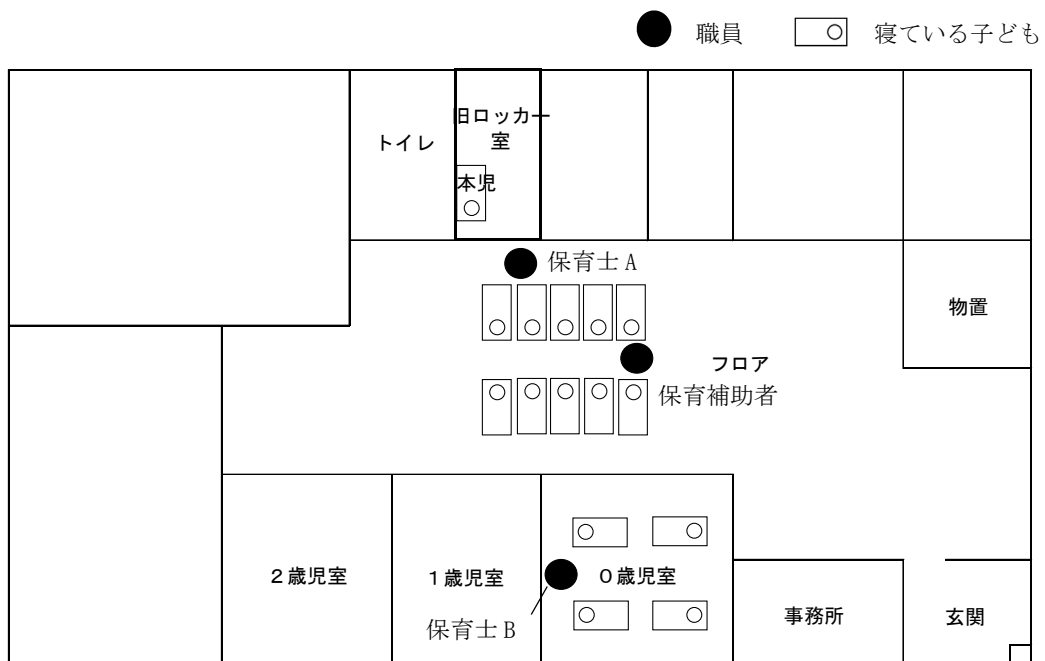
7 事故発生現場

事故発生当時は1～2歳児14人、3歳児1人がおり、落ち着いている子をフロア、少しぐずる子を0歳児室、特にぐずる子を個室（旧ロッカー室）で午睡を行うようにしていた。

全ての子どもが布団で午睡していた。

本児は個室（旧ロッカー室）で、フローリングの上にクッション性があり、表面が滑り止めとなっているマットを敷き、その上に午睡開始時は布団を平らにし、仰向けで寝ていたが、その後ぐずり始めたため、布団を「ひ」の字型に折りたたみ、くぼみに本児を右の側臥位にして寝かせていた。

発生当時の気温は22℃前後であった。



8 関係者へのヒアリングにより確認できた事実

(1) 施設からのヒアリング

ア 事故発生当日の本児の様子

- ・ 日ごろから鼻水が多く出る子どもで、風邪気味ということが多かった。
- ・ 当日は鼻水がとても出ているが、機嫌は悪くないといった印象であった。
- ・ 当日午前中にプールが予定されていたが、鼻水が出ていたため入るのはやめ、代わりに 30 分程度公園に散歩に出た。
- ・ 公園に行く際はカートに乗せた。少し機嫌が悪いようでぐずぐずしており、公園に着く前に寝てしまった。公園に着いてからは起きて、元気な様子で遊んでいた。
- ・ 公園からの帰りは寝ていなかった。
- ・ 当日の給食は弁当を持参していた。内容はご飯、卵焼き、ナゲット、みかん。食事の際の水分は施設で沸かした麦茶で、ミルクは飲んでいない。おやつは持参していたハイハインという赤ちゃんせんべい。
- ・ 日常的に泣く日が続いたので、午睡開始時から個室で寝かせていた。
- ・ 寝かせ始めは布団を平らにして、仰向けで寝かせていたが、本児が一旦目覚めた 14 時 30 分以降は大人用の厚みのある柔らかい綿布団を「ひ」の字型にして、そのくぼみで上掛けとしてバスタオルをかけて寝かせつけた。
- ・ 本児は布団にすっぽり収まる体型であった。
- ・ その時は大きい声で泣くことや大きい動きをすることはなかったが、寝付くのに時間はかかった。

イ 本児の様子を最後に確認した際の確認状況

- ・ 14 時 30 分に 1 度起きたが、その後 30 分かけて寝かしつけた。暴れる感じはなく、とんとんをしていたら寝た。
- ・ 体勢は右下の側臥位。
- ・ 15 時頃に本児が静かになったため、離れた。この際に寝たから静かになったのか、呼吸が止まって静かになったのかは不明。
- ・ 寝かしつけの段階ではドアは閉めていたが、窓は開いていた。
- ・ 空調は大きい部屋はエアコン、個室は扇風機と窓の開閉。
- ・ 個室から出るときは、ドアを開けた状態にした。

ウ 事故発生時の状況

- ・ 事故発生時は寝かしつけの時より体は少し下向きになっていた。
- ・ 発見時、嘔吐はなく、口の中に何もなかった。顔色は真っ白だった。
- ・ 子どもが動けば布団が崩れるぐらいの押さえつけ感だが、事故発生時は崩れていなかった。

- ・ 上掛けのバスタオルは口の周りをふさぐようにはなっていなかった。
- ・ 気道を確保し、人工呼吸を行った。
- ・ 大きい部屋から見ると、頭髮は見えるが、顔は見えない状況。
- ・ 大きい部屋にはパソコンの作業をしながら職員が1人いた。

エ 事故当時の体制

- ・ 事故発生時、施設内には保育士2名、保育補助者1名がおり、事故が発生した個室には誰もいなかった。
- ・ 職員間の連絡は、朝礼やボードに記入することで周知していた。

オ 健康状態の把握

- ・ 利用開始前に来所してもらい、保護者から子どもの様子を伺う。またその際にアレルギーの有無や生活リズムについて記載する家庭環境調査表を提出してもらう。
- ・ 施設では身長や体重を毎月計測している。
- ・ 施設では健康診断は行っておらず、母子手帳や健診結果の提出で健康状態を把握している。
- ・ 当時は登園時の一斉検温は行われていなかった。
- ・ 生まれた時の状況、健診の受診状況、予防接種の状況で特段の問題はなかった。また熱性けいれんの既往もない。
- ・ 離乳食も早めに完了していた。
- ・ いつも風邪症状みたいな状態が続いていたが、食欲はしっかりあった。
- ・ ハイハイを飛ばして歩き、8か月頃から歩いていた。
- ・ 過敏なのか寝るのに時間がかかった。
- ・ いびきをかいたのは聞いたことはない。

カ 入園間もない子どもへの対応

- ・ 入園の2週間から3週間前からならし保育を行っている。また心配な場合は1か月前からのならし保育も受け入れている。

キ アレルギー

- ・ 利用開始時の家庭環境調査表及び詳細を記入した書面により把握。
- ・ 本児にアレルギー疾患の既往はなかった。

ク 午睡時の呼吸確認

- ・ 呼吸確認は10分ごとキッチンタイマーで時間を測り、行う予定であったが、事故当日は泣いている子どもに気を取られ、15時以降に30分間呼吸確認がな

かった。

また 14 時 30 分に寝かしつけに行く前に本児の呼吸を 10 分ごとに確認したかどうかは記憶にない。

- ・ 呼吸確認のためのチェック表はあるが、平成 31 年 3 月 23 日から内容が変更され、簡素化されている。
- ・ 事故当時は呼吸確認は目視で行っていた。

ケ マニュアルの整備状況

- ・ 午睡のチェック表はあったが、明文化されたマニュアルはなかった。

コ 職員研修の実施状況

- ・ 関連施設での救命講習が毎年あるため、そちらに参加している。
- ・ 県の研修にもできるだけ参加するようにしている。
- ・ 事故発生時に勤務していた職員は全員救命講習を受講していた。
- ・ 子どもや赤ちゃんの人形を用いての実地研修はなかったが、どのように心臓マッサージをするかなどは教わっていた。

サ 家庭との連携方法

- ・ 風邪気味であることが多かったので、体調に変化があったら保護者に連絡をすることになっていた。
- ・ 急病や災害時のために保護者の緊急連絡先は把握していた。
- ・ 子どもの体温が 38℃以上であったり、朝から具合が悪い、体調がいつもと違う場合は熱がなくても連絡することになっていた。

シ 事故発生後の対応

- ・ 午睡時の呼吸確認についてマニュアルを作成し、マニュアルを守った確認を行うよう周知を行った。
- ・ 呼吸確認表を作成し直し、呼吸確認の方法を 0 歳児 5 分、1、2 歳児 10 分ごとに行い、子どもの向きや寝返りを記録するようにした。また、確認を行うリーダーを決め、呼吸確認は胸のあたりを触り、確認を行うようにした。
- ・ 現在は新型コロナウイルス感染症の予防対策として、朝、家で検温してもらい、施設の玄関でもう一度検温している。

(2) 本児の保護者からのヒアリング

ア 本児について

- ・ 普段横向きで寝ていることが主であった。
- ・ 時々うつぶせになることもあったが、その際はこまめに呼吸の確認を行って

いた。

- ・ 元々寝相が悪く、ずっと同じ姿勢で寝ていることはなかった。
- ・ 当時は寝付くまでの時間はスムーズであったが、風邪をひいてからは寝付いても、もぞもぞと動いていることが多かった。
- ・ 寝起きはすごくぐずる感じはなかった。
- ・ 乾燥しているときや風邪をひいているときに鼻がつまっている感じでいびきをかいていた。
- ・ 健診時に発達の遅れを指摘されたことはない。
- ・ 食事をよく食べていたが、体重の増加も基準から逸脱してはいなかった。
- ・ 鼻水は1か月ほど前から続いていた。そのためかゆっくり眠れていない様子があった。
- ・ 当日は鼻水は出ていたが、発熱等他の症状はなかった。
- ・ 家ではできていることが施設ではできない（いつも食べているものを食べない等）ことがあった。
- ・ 当日は風邪薬等を服薬していなかった。

イ 保護者が受けた警察からの説明

- ・ 警察からの説明では解剖の結果、原因は不明だが窒息の可能性は否定できない。

(3) 警察からのヒアリング

- ・ 最初の警察への通報は、7月8日23時、病院Cから警察署に連絡。
- ・ 7月9日午前現場聴取を行い、施設責任者から「7月8日12時30分頃、本児を寝かしつけた。14時40分頃、本児が目を覚ました。軽く背中をトントンと叩いていたら、15時頃眠りについた。眠りについたのでその場を離れた。本児を寝かしつけたあと、別室の子どもがぐずり始めたので、その子どもの対応に当たっていた。その後、15時30分頃に本児の様子を確認したところ、心肺停止状態だった。他の職員に事態を伝えたあと、119番通報などを行った。」という内容を聞き取った。
- ・ 部屋の状況について、施設責任者からの聞き取りでは、「敷布団の両端を谷折りにし、ひらがなの「ひ」の字のくぼみで右の腹を下にして寝かせていた。」とのこと。
- ・ 部屋の状況は（本児を寝かせていた部屋の入口が東側なので）南東寄りに敷布団が「ひ」の字型に敷かれていた。
- ・ 警察が確認した中では嘔吐物はなかった。

(4) 施設の所在市町村担当課からのヒアリング

ア 当該施設について

- ・ 認可外保育施設との連絡体制については頻繁にやりとりをしているということはないが、どういった施設があるかやその施設の連絡先は把握している。
- ・ 認可外保育施設を対象にした研修は行っていない。当該施設から市町村主催の公立私立保育所向けの研修への参加実績はない。
- ・ 認可外保育施設の保育内容については具体的なことは承知しておらず、施設の規模や概要程度のことしかわからない。

イ 本児について

- ・ 乳幼児期から特段心配する点はなかった。
- ・ 新生児訪問、4か月健診、7か月健診、10か月健診の際に問題はなかった。
- ・ 健診の際に保護者から経過を追って話をするような心配事はなかった。

(5) 所管保健福祉事務所からのヒアリング

ア 管内認可外保育施設への指導監督について

管内対象施設	28 施設（令和元年 7 月 1 日現在） うち、届出対象：25 施設 届出対象外：3 施設
指導監督の頻度	届出対象施設については毎年 1 回実施。 届出対象外施設については隔年実施。 ただし、前年度の実地指導において文書指摘をした施設や、電話等の情報提供で不適切な処遇の疑いのある施設については、その都度指導監督を実施。 令和元年 7 月の児童福祉法施行規則の改正により、事業所内保育施設（当該施設）が届出対象となった。
指導監督する職員の役職	課長・係長・職員
人員	2 人
市町村同行の有無	保健福祉事務所が立入調査を行う際に施設所在市町村あてに立入調査の実施について、通知している。 令和元年度は 6 市町に通知し、2 市町が 5 施設に同行した。 なお、事故発生施設の所在市町村については、同行実績なし。

イ 該当認可外保育施設への指導監督について

- ・ 該当認可外保育施設への指導監督については、以前から認可外保育施設指導監督要綱（この項において「指導監督要綱」という。）及び認可外保育施設指導

監督基準（この項において「指導監督基準」という。）に基づき、確認している。

- ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（この項において「ガイドライン」という。）に基づく確認と指導については、以前からガイドラインを監査時に携帯し、評価基準に沿って確認している。
- ・ 重大事故が発生しやすい場面（特に睡眠中）における確認と指導については、以前から指導監督要綱及び指導監督基準に基づき、当該施設の危機管理マニュアル等により睡眠中の事故の発生予防が実施されているか確認している。また、ガイドラインを必要に応じて施設に示し指導。
- ・ 職員の配置及び分担、うつぶせ寝の防止、呼吸の確認を行うチェック表を確認。
- ・ 睡眠時チェック表について、様式の作成や記載の義務付け（努力義務も含め）がない。担当レベルで有用なチェック表を入手して、各施設に手交し、チェック表をつけるよう指導している。

Ⅲ 確認できた事実から考察する本事案の課題及び提言

まとめ

警察から保護者に対し、司法解剖の結果、窒息の可能性は否定できないが死因は不明であるとの見解が伝えられた。したがって、事故発生施設の対応次第で事故が防げたのか否かは分からない。

しかしながら、当該施設において、午睡時に寝付きの悪い子どもを「ひ」の字型に折り曲げた大人用の布団に挟んで寝かせることが常態化していたことや、呼吸確認が不十分であったことが明らかとなった。本部会では、これらの問題を個々の職員の資質の問題としてのみ捉えることなく、その背景に踏み込んで検証を行った。その中で見えてきたのは、限られた職員で多くの業務をこなさなければならない実態である。これは多かれ少なかれどの保育施設もが抱える可能性のある共通の問題であろう。ベースにあるこの問題を見逃してはならない。

保育施設は、子どもの命を預かる場所である。子どもの安全が確保され、子どもが健やかに成長できる場でなければならない。保育施設において同じような事故が二度と起こることのないように、本部会は県内全ての保育事業者及び長野県に対して、以下の提言を行う。

【保育事業者に対する提言】

1 午睡中の対応

(1) 寝かせ方

乳幼児の死亡では、睡眠に関連したものが多く知られている。乳幼児突然死症候群（原因不明の病気）の危険因子は、うつぶせ寝、保護者の喫煙、温熱ストレス¹⁾などである。

一方、睡眠中の事故としての窒息を引き起こす原因として、①やわらかい布団、②添い寝している者の腕や足が子どもの身体に乗って気道を閉塞する、③子どもが狭い場所に押し込まれた状態になる（例えばベッドと壁の間）と報告²⁾されている。

やわらかい布団でのうつぶせ寝が、突然死や窒息につながるという知識は、一般的であっても、上記の②や③は、よく知られてはいない。

本事案では、寝付きの悪い本児を「ひ」の字型³⁾にした大人用の布団にはさんで寝かせており、上記の③に当たるが、職員は大変危険だ、とは認識していなかった。

③のベッドと壁に挟まれて乳児が窒息する事故は、日本でも報告されている⁴⁾。

本事案の教訓として、乳幼児が寝るときに胸部・腹部を圧迫されるような状況は、乳幼児突然死症候群や窒息の危険があるという知識の啓発が必要である。

寝かせ方については、「教育・保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成 28 年 3 月)」(以下、「ガイドライン」という。)には、窒息リスクの除去の方法として、「医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、乳児の顔が見えるあおむけに寝させることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる」と記載されている。

元来、乳幼児はあおむけよりもうつぶせ寝や横向きの方が呼吸しやすく、よく寝ることは経験的に知られている。

また、新生児集中治療室(NICU)などの医療機関では、心拍呼吸のモニターを装着し、多くの看護スタッフがいる状況で、姿勢保持のための(ポジショニング)装具を使ってうつぶせで子どもを寝させることが一般的に行われている。しかしながら、医療機関ではない保育の現場でのうつぶせ寝は大変危険であることを強く認識すべきである。

- 1) 室温が高かったり、衣類や寝具を重ねすぎることにより体の熱が放散できず、体温が上昇したりすることが乳幼児突然死症候群の危険因子として知られている。
- 2) Alesa B. et al. Sleep-related infant suffocation deaths attributable to soft bedding, overlay, and wedging. Pediatrics 143, number 5, May 2019: e20183408
- 3) 9 ページ写真参照
- 4) 日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会. No.70 ベッドガード使用時の窒息. 日児誌 2018 ; 121 : 948-52.

提言 1 :

うつぶせ寝だけではなく、子どもが狭い場所に押し込まれた状態は、乳幼児突然死症候群や窒息の危険因子である。睡眠時はあおむけに寝かせ、頸部や胸部、腹部が過度に圧迫されないよう注意するとともに体温調節ができるよう配慮すること。

また、体位を定期的に確認すること。

(2) 呼吸確認

まず、事故発生施設においては、平成 31 年 3 月から呼吸確認のチェックリストの様式が、全ての子どもを一括りにして「正」の字で回数を記載するだけの大雑把なものに変更された。職員が呼吸確認の重要性を認識していない表れと考えられる。

令和元年7月の呼吸確認表では、事故日も含め毎日17回確認したという記録になっており、少なくとも事故発生日については事実と異なっている。ヒアリングにおける職員の供述も曖昧で、実際にどの程度の頻度で呼吸確認が行われていたのか不明である。

次に、本児は、発見時心肺停止状態で、心拍が再開するまでに1時間半を要した。心拍再開後の血液検査からも、脳をはじめとする体全体への血流が途絶え、低酸素状態が長く続いていたことが推測された。

一般的に、何らかの理由で呼吸・循環が止まっても、早期に発見し、適切な蘇生措置がとられれば、不可逆的な脳の損傷を防ぐことができる。

本児では、不可逆的な低酸素性脳症、臓器障害が起こっており、呼吸停止あるいは心停止から発見までの時間を正確に示すことはできないものの、短時間（数分）ではなかったと推察される。ただし、その原因については、乳幼児突然死症候群なのか、窒息なのかは判断できない。

睡眠中の呼吸の観察について、ガイドラインには、「子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする」と記載されている。至極当たり前のように簡単に書かれているが、呼吸の状態を短時間で点検することはなかなか難しい。

目視で胸部や腹部が動いていることを確認し、判りにくい場合には、手で胸部や腹部を触れて動いているかどうかをみたり、呼吸音を聞いたりすることが必要になる。

呼吸状態をよく把握できない時は、子どもを覚醒させてしまう可能性があってもしっかり確認するべきである。

また、無呼吸には、なんらかの原因（脳の異常など）で呼吸を休んでしまう中枢性無呼吸と、扁桃肥大や外部からの頸部（気道）圧迫のために、呼吸努力はするけれども実際には空気が肺に入らない閉塞性無呼吸があることを知っておくことも重要である。

閉塞性無呼吸の場合は、目視や手で触れて胸郭、腹部が動いていても、呼吸はできていないので子どもは苦しくなる。

内閣府「令和元年教育・保育施設等における事故報告集計」によれば、これまでの保育施設等における死亡事故の多くは3歳未満児であり、その多くは睡眠中に発生しているうえ、適切な呼吸確認が実施されていない事例が散見される。これを踏まえ、確実に呼吸確認を実施する体制を構築する必要がある。

また、14時30分以降、職員1名が、30分間かかりきりで、ドアを閉めた個室で本児を寝かしつけていた。このため、この間、2名の職員で、残りの子ども全員を観察しなければならない状況であった。そのうち1名の職員は子どもの観察の合間にパソコン作業をしていた。

一般的に午睡中、職員は子どもの状態確認をしながらも、日々の保育の準備をしたり、保育日誌や個人ノートの記録をしたりとかなり忙しく、業務は多岐にわたっている。子どもが起きている時は子どもから目を離せないこともあって、午睡中は唯一、事務的な仕事をこなすための時間となっていることが実態として見受けられる。

しかしながら、子どもの午睡中はガイドラインでも示されているとおり、重大事故が発生しやすい状況とされており、子どもの安全を第一に考え、定期的かつ確実な状態把握が必要である。

提言 2 :

午睡時に呼吸状態や睡眠状態を点検することは、重要である。その際、短時間で確実に呼吸状態を判断することは難しいことを認識し、丁寧に確認することが必要である。普段から異常があると思って点検するとよい。

誰が呼吸確認を行うかを職員間で明確にすること。

呼吸状態を把握しにくいときは直接子どもに触れて確認するなど、呼吸確認を確実に実施すること。また、子どもの呼吸の状態を個別に確認できるように、呼吸確認のチェック表は子どもごとに記載すること。

提言 3 :

呼吸確認は、子どもが呼吸をしているか確認することに加え、正常な呼吸が行われているかを定期的に確認し記録することにより、体調の変化を見逃さないよう実施するものである。

僅かな体調の変化に気付き、早期の対応を可能にするため、職員は日頃の子どもの遊びや生活の様子をきめ細かに観察すること。

(3) 寝かせていた場所 (P 9 参照)

事故発生施設は、もともとデイサービスだった施設を保育所に転用したもので、保育を前提に作られた施設ではない。そのため、吸音効果のある壁材が使われておらず、大部屋を仕切って保育室にしており、一人が泣けば部屋中に響き渡るような環境である。

本児が寝ていた場所は、当初から個室として独立したロッカー室であり、ドアを閉めれば子どもの泣き声で他の子どもが起きてしまい、連鎖することを防ぐことができるため、泣く子どもをその個室で寝かしつけるようになった。

また、施設側のヒアリングからも、そこで寝させることが日常的に行われていたことが確認できた。

本児を寝かしつけてからは、ドアを開放して本児の様子を見られるようにしていたが、布団に挟まれており、直近で確認しないと本児の様子はわからない状況であった。

ガイドラインに、「何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる」とあり、観察者が常駐しない個室への子どもの隔離は、窒息、誤飲、けがなどの事故につながる危険性の高い行為である。

また本児が寝かせていた個室は、本来は職員のロッカー室であったが、当時は物置場として使用されていた。そのため、置いてある荷物も多く、地震や火災などの非常時に危険な状況であった。

提言 4 :

午睡する部屋は、物の落下等の危険性がなく、寝ている子どもの様子が常に確認できるよう、全体を見渡せる状態にしておくこと。

子どもが泣くことで周囲の子どもに与える影響を避けるため、個室を利用する場合は、職員（観察者）が個室に常駐し、子どもを隔離して一人にしないこと。

(4) 午睡の長さ

本事例では、12時30分から14時30分まで2時間眠った後、さらに寝かせようとした時に事故が発生している。2時間では少し午睡の時間としては短かったかもしれないが、子どもによって、あるいは同じ子どもでも日によって、午睡の時間はかなりばらつきがあると考えられる。午睡は2時間で十分とは断定できないが、一方で2時間寝ていれば、それ以上無理に寝かせる必要はなく、施設が定めた15時30分まですべての子どもに午睡させるというデイリープログラムにこだわらず、14時30分に目覚めた本児に対し、柔軟な対応が必要だったと考えられる。

本件の教訓として、午睡の時間を一律に決めず、幅を持たせることが挙げられる。

なお、下記のとおり、生後2か月から12か月では3～4時間、1歳から3歳までは平均2～3時間が午睡時間の平均との文献がある。

(ネルソン小児科学 19 版、日本語版からの抜粋)

年齢	総睡眠時間	昼寝
新生児	10～19 時間 (平均 13～14.5 時間)	初期数週間は夜昼の区別なし

2～12 か月	12～13 時間 (個人差大)	平均 3～4 時間
1 ～3 歳	11～13 時間	平均 2～3 時間
3～5 歳	夜 9～10 時間	昼寝は 1 回から 0 回へ減少。昼寝をするのは 4 歳児の 26%、5 歳児の 15%

提言 5 :

乳幼児の午睡の時間は生後 2 か月から 12 か月では平均 3～4 時間、1 歳から 3 歳までは 2～3 時間とされているが、子どもの発達の状況やその日の状況によって差があることから、午睡の時間を一律に決めず、幅を持たせること。

デイリープログラムに過度に拘束されることなく、柔軟な対応をとること。

(5) 人員

事故発生施設は、設置事業者の従業員の子どもが利用しており、各従業員の勤務形態（又は状況）により利用児童が毎日変動していた。

認可外保育施設指導監督基準を満たす人員を配置していたとしても、利用児童が毎日変動する施設の場合、利用児童が固定している施設と比べ人員が必要である。保育事業者は、必要に応じて上記基準以上に職員を配置するなど、施設の性質に応じて柔軟な対応をとることが求められる。

事故発生日、施設において、午前中は職員 4 名が勤務していたものの午後からは職員 3 名の勤務となった。日中の活動のある午前のみ職員を増員していたことから、午睡中の 3 歳未満児の死亡事故が多いという内閣府の調査結果が十分に現場に周知されていなかったと考えられる。

3 名の職員では、午睡中に泣いた子どもを抱っこして外に連れ出すような余裕はなかったであろう。寝付きの悪い子どもを「ひ」の字型にした大人用の布団に挟んで寝かしつけるという方法がとられていたのは、早く寝かしつけないと現場が回らないという人員不足がベースにあったのではないかと推察される。

また、午睡中の呼吸確認が疎かにされたのも人員不足がベースにあった可能性がある。午睡中に泣いた子を抱っこして外へ連れ出したり、呼吸確認を担当する職員を明確にし、その役割を確実に果たすことができる人員を確保することが望まれる。

もっとも、人員不足は、多くの保育施設において指摘される場所である。限られた職員で現場を回すため、職員がまとまった休憩時間や作業時間をとるこ

とが出来ない現状がある。そのような現状下で、午睡中の時間を、職員の事実上の休憩時間や作業時間に充てている現状がある。

しかし、午睡中に3歳未満児の死亡事故が多く発生しているという事実を鑑みれば、子どもの午睡中の時間を休憩時間や作業時間の代替とすることはあってはならない。

また、休憩時間の確保は労働基準法等によって保障される職員の権利であるから、保育事業者においては、職員の休憩時間が確保できるように人員配置を行う必要がある。

本事案において、午睡中、職員の1名はパソコン作業をしており、睡眠時間が作業時間に充てられていた。職員1名は14時30分から15時までの30分間、ドアを閉めた個室で本児にかかりきりで寝かしつけていた。

午睡中の呼吸確認の重要性を鑑みれば、呼吸確認の職員は足りていなかったと考えられる。

提言6：

提言2, 3で述べたような丁寧な呼吸確認を実践するため、呼吸確認を担当する職員を明確にし、その役割を確実に果たすこと。

午睡中は事故が起きやすいことを認識し、作業時間の確保を優先して、呼吸確認をおろそかにしないこと。

保育事業者は呼吸確認の重要性を鑑み、丁寧な呼吸確認を行うことができるように必要な人員を確保すること。

また、午睡中の保育を担当する職員がその時間を、職員の事実上の休憩時間とせざるを得ないことのないよう、職員が確実に休憩時間を確保できるシフトを組むこと。

2 緊急時の対応

職員は、病院内で行われる救命講習会（BLS）に参加していたが、内容は大人に対するもので、子ども特に乳幼児を対象としたBLS研修¹⁾の実績はない。

医師や救急隊が到着するまでの間の蘇生処置が、救命の結果を左右する場合があるので、職員が子ども特に乳幼児を対象としたBLS研修を受講することが望ましい。

午睡中の事故以外でも保育施設で起きる緊急事態は様々なものがある。事故発生後に、施設が作成した避難訓練年間計画を例にとると、避難場所が「安全な場所」という大まかな表現がされているに過ぎず、具体的にどこへ避難するのかについては記載がない。

また、3歳未満児という年齢を考慮した留意点が書かれておらず、個々の発達段階や特性に応じた配慮がなされた避難訓練が実施されていたか疑問が残る。

訓練後には、訓練記録を作成し、職員会等でその日の活動を振り返り、共有し、施設内の安全点検を行うことが大切である。

- 1) BLSは、Basic Life Supportの略称で、心肺停止または呼吸停止に対する一次救命処置のこと。

提言7：

救急隊が到着するまでの蘇生処置が、救命の結果を左右することもあるため、職員は子ども、特に乳幼児を対象とした救命講習を受講すること。

提言8：

事故や災害対応などの緊急時のマニュアルは、子どもの年齢を考慮し、個々の発達段階や特性に応じたものを作成すること。訓練後に訓練記録を作成し、職員会等で共有するとともに、施設内の安全点検を行うこと。

また、緊急時の対応体制について、職員会等の機会を活用して、日ごろから確認しておくこと。

3 体調不良児への対応

事故発生施設では、子どもを受け入れる際に検温を実施していなかった。3歳未満児は急に体調が変化することが多いため、登園時に保護者から家庭における検温結果を含めて、子どもの体調について聞き取り、家庭で検温していない場合は施設への受入れ時に検温を行うことが必要である。

また、午睡中に意識が無くなった際の発見が遅れた一因として、保育所保育指針に示される、定期的・継続的な子どもの健康状態の把握が行われていなかったことが考えられる。

提言9：

異変の早期発見のためには、日頃から定期的・継続的に子どもの健康状態の把握を行うことが必要である。

子どもの状況が一変した場合にスムーズな対応ができるよう、朝の受入れ時の子どもの観察と保護者とのやりとりを大切に、登園後、子どもの様子にいつもと違う様子が見られた際は、保護者に連絡し情報交換をしておくこと。

4 職員への指導

認可外保育施設においては、職員の研修の機会が少ない傾向がある。事故発生施設においては、長野県が主催する研修や法人の職員教育としての研修に職員を参加させているほか、参加していない職員に対しては研修資料を回覧したり、朝のミーティングでの情報共有、法人の研修については参加できない人向けにWEB配信している。

しかしながら、近年参加した研修の内容には保育の安全管理に係るものは見受けられず、施設独自の研修としても実施されていなかった。

子どもの寝かしつけに大人用布団を使用していたこと、不正確な呼吸確認のチェックリストの記入等から、職員の危機管理意識の低さがうかがわれる。

保育のあり方は社会の状況により変化している。子ども達の姿や家庭の状況を踏まえた適切な保育を提供できるよう、職員は研修会に参加し、新しい知識の習得、技術の向上に努め、研修内容を全職員で共有する必要がある。

一方で、保育事業者は、職員が研修を受けられるように代替職員の確保に努める必要がある。

幼稚園教諭は教員免許更新時に講習を受講する仕組みがあるが、保育士には資格更新制度がないため、研修受講は施設や職員本人の意識に委ねられている。

特に、認可外保育施設の職員は、キャリアアップ研修を受講することによる処遇改善の制度がないため、研修受講の動機付けが課題である。

ガイドラインでは、「子どもの発育・発達と事故の関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る」と明記されているが、事故発生施設では呼吸確認の重要性は職員に徹底されていなかった。

内閣府が各自治体を通じて周知してきた認可外保育施設での死亡事故が多く、特に午睡中の死亡事故が多いこと、事故防止対策を徹底する必要性が、保育事業者と職員の共通認識となっていなかった。

提言 10 :

保育事業者は、職員が研修を受けられるように代替職員を確保するなどの対応をとること。

特に、認可外保育施設においては、職員が必要な研修を受講できるよう配慮する必要がある。

提言 11 :

事故発生防止に向けた環境づくりのためには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故防止のための実践的な研修の実施等が必要である。

研修や訓練の機会を通じて、組織的な対応ができるよう備えておくこと。

提言 12 :

何らかの理由で呼吸が止まっても早期に発見し蘇生措置がとられれば、不可逆的な脳の損傷を防ぐことができる。

午睡中の死亡事故や預け始めの時期の事故が多いことを職員に周知徹底し、職員に呼吸確認の重要性を指導、教育すること。

5 保育施設における自己評価、外部評価

事故発生施設においては、体系的な自己評価や外部評価¹⁾が実施されていなかった。

まず、日々の保育の実践の意味を考え、より良い実践につなげるため、定期的に自己評価を行うことが必要である。自己評価を行うに当たっては、施設や職員の都合の観点からではなく、子どもの視点から子どもにとって最善の保育のあり方を検証することが大切である。自己評価を主体的で継続的な取組とすることによって、それぞれの職員が、保育の手応えをつかみ、保育が楽しくなるなどの効果も期待できる。

また、保護者や地域住民など外部の目で施設を評価してもらうことによって、自己評価では気づけなかった課題が明らかになり、保育の質の向上や施設運営の透明性を高めることができるほか、職員の意識が高まり、より良い保育につながると考えられる。

更に、これらの評価結果を公表し、施設に対する信頼感の醸成や新たに保育施設の利用を検討している人に施設を選択する際の情報を提供することも重要な取組である。

- 1) 外部評価とは、第三者評価機関からの評価のほか、保護者会からの評価や保護者からのアンケートも含む。

提言 13 :

保育施設においては保育内容や子どもの安全性が確保されているか等を確認するためにも、自己評価や外部評価など保育を見直す機会を積極的に設けるよう努めること。

【長野県への提言】

1 研修の受講促進

内閣府が各自治体を通じて周知してきたとおり、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に午睡中の死亡事故が多いことから、事故防止対策を徹底する必要がある。

県は、キャリアアップ研修会、保健福祉事務所単位で開催する研修会等、様々な研修機会を設けているが、認可外保育施設の職員の受講者は少ない。

施設の巡回指導や指導監査の際に、研修受講状況を確認し、受講していない施設には研修を受講するよう指導・助言することによって、認可外保育施設における保育の質の向上に努める必要がある。

また、研修を受講した職員が、施設で復命研修を行うなどにより、研修内容が全職員に共有されるように指導することも効果があると考えられる。

研修内容は、演習やグループ討議など、実践的な内容を盛り込むなど、職員にとって魅力ある研修カリキュラムを提供することで、受講促進を図ることが考えられる。

提言 14 :

認可外保育施設における死亡事故が多い事実に鑑み、県は巡回指導、指導監査等の機会を活用し、認可外保育施設の職員に対する研修受講の指導・助言を行うとともに、研修内容が全職員に共有されるように、施設に対し指導すること。

また、実践的な内容の研修カリキュラムを提供すること。

2 職員不足への対応

事故発生施設において、「ひ」の字型にした大人用の布団に本児をはさんで寝かせることが長期間にわたって行われてきた背景には、早く寝かしつけなければ現場が回らないという人員不足が背景にあったことがうかがわれる。

認可外保育施設は、基本的に運営費に対する公的な支援がないため、十分な人員配置ができない施設があることから認可施設への移行を促すことで職員不足の解消を図ることが考えられる。

認可施設への移行を希望する認可外施設が、認可施設に円滑に移行できるよう、認可外施設に対する支援の仕組みの充実について、国に要望することが求められる。

提言 15 :

認可施設への移行を希望する認可外施設が、認可施設に円滑に移行できるよう、支援の仕組みの充実について、国に要望すること。

3 巡回指導と指導監査の連携強化

県は、令和2年度から各保健福祉事務所等に配置する保育専門相談員による認可外保育施設への巡回指導を本格的に開始した。併せて、保育専門相談員を1名増員した。

巡回指導において、事故防止対策について重点的に指導するとともに、課題が見つかった施設については、指導監査時に巡回指導で指導した点が改善されているか点検するなど、事故防止対策の徹底を図る必要がある。

提言 16 :

認可外保育施設への巡回指導において、事故防止対策を重点的に指導すること。

また、巡回指導において課題が見つかった施設については、指導監査時に改善状況を確認し、必要な指導を行うこと。

4 指導監査の充実

県が毎年1回実施している認可外保育施設に対する指導監査の質を向上させるため、新規担当職員を対象とする研修や職場内研修等を実施する必要がある。

また、事故防止対策を重点指導事項に位置づけるとともに、繰り返し指導を受け、改善が進まない施設に対する集中的な指導監査を行う必要がある。

提言 17 :

指導監査の質の向上を図るため、担当職員に対する研修を充実すること。

事故防止対策を重点指導事項に位置づけ、繰り返し指導を受け、改善が進まない施設に対し、集中的な指導監査を行うこと。

5 子どもを亡くした保護者に対するケア

事故によって突然子どもを亡くした保護者は、大きな精神的ショック、怒りや悲しみ、喪失感を抱え、精神的・身体的に不調を来すこともある。

また、子どもの存在を中心に形成されていた子育て仲間や関係者とのつながりが

途切れるなど、保護者はストレスに対処する社会資源を同時に失う可能性がある。

保護者が抱えるストレスが、周囲に受け止めてもらえない状態が続いた場合、社会的・心理的孤立につながるおそれがある。

保護者の孤立を防ぐため、市町村をはじめとする公的支援機関や民間支援団体等が連携して、保護者の複雑な感情を受容し共感するとともに、押し付けにならないよう、保護者との対話を重ねながら、社会とのつながりの再構築を進められるよう、市町村と県が連携して各市町村単位で構築する「子ども家庭支援ネットワーク」¹⁾づくりを推進することが望まれる。

保護者の精神的・身体的な不調に対するケアについては、医療機関等と連携・役割分担を行い、そのニーズに寄り添いながら進める必要がある。

こうした取組を通じて、保護者の心的外傷の回復を支援することになるが、取組は長期にわたる可能性もあることに留意すべきである。

- 1) 妊娠・出産期から子育て期まで子どもと家庭を切れ目なく包括的に支援するため、市町村と県が連携して構築する公的支援機関や民間支援団体等の支援ネットワーク

提言 18 :

保護者の心情に配慮しつつ、市町村と連携し、又は市町村を通じて、保護者が相談の必要を感じた時に利用できる相談窓口等の情報提供を図ること。

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事故検証部会委員名簿

(令和元年11月22日～令和4年11月21日 五十音順 敬称略)

氏名	役職等	備考
天野 芳郎	長野赤十字病院 第1小児科部長	
岡田 和枝	弁護士	部会長
金山 美和子	長野県立大学こども学科准教授	
小池 洋子	長野県保育連盟 保育部会長 佐久穂町立八千穂保育園長	副部会長
竹内 幸江	長野県看護大学看護学部 看護学科准教授	

社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事故検証部会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、重大事故検証部会（以下「部会」という。）の運営に関し、長野県社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(組織)

第2 部会は、5人以内で組織する。

(委員の任期)

第3 部会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4 部会に、部会長及び副部会長1名を置く。
2 部会長は、委員の互選により定める。
3 副部会長は、部会長が指名する。
4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5 部会は、部会長が招集し、議長となる。
2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
4 部会の行う調査審議の手続きは公開しない。
5 委員は、部会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6 部会の庶務は、県民文化部こども・家庭課において行う。

附 則

この要領は、令和元年10月24日から施行する。

(改正後全文)

認可外保育施設指導監督要綱

平成 16 年 7 月 28 日 16 教こ第 126 号

[沿革]

一部改正	平成 17 年 3 月 10 日	16 教こ第 364 号
一部改正	平成 18 年 7 月 12 日	18 教こ第 146 号
一部改正	平成 19 年 3 月 20 日	18 教こ第 375 号
一部改正	平成 20 年 5 月 9 日	20 こ家第 96 号
一部改正	平成 21 年 5 月 13 日	21 こ家第 106 号
一部改正	平成 22 年 4 月 14 日	22 こ家第 38 号
一部改正	平成 23 年 10 月 4 日	23 こ家第 509 号
一部改正	平成 27 年 5 月 15 日	27 こ家第 136 号
一部改正	平成 28 年 2 月 29 日	27 こ家第 679 号
一部改正	平成 28 年 8 月 9 日	28 こ家第 282 号
一部改正	令和元年 7 月 31 日	元こ家第 179 号
一部改正	令和 2 年 4 月 30 日	2 こ家第 55 号
一部改正	令和 2 年 10 月 26 日	2 こ家第 301 号

第 1 総則

1 目的及び趣旨

この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条に規定する業務を目的とする施設であって、第 35 条第 4 項の規定により知事の認可を受けていないもの及び第 58 条の規定により知事の認可を取り消されたもの（長野市にあるものを除く。以下「認可外保育施設」という。）に対し、入所児童の安全及び適切な保育内容・環境の確保のために児童福祉法に基づき県が実施する報告徴収、立入調査、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等の手順及び留意点等、必要な事項を定めるものとする。

なお、別添の「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たす認可外保育施設についても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）を満たすことが望ましいものであること。

2 対象施設

この要綱により指導監督等の対象となる施設は認可外保育施設であること。

なお、法第 59 条の 2 第 1 項により届出が義務づけられている施設に限られるものでないこと。

(留意事項 1) 幼稚園が行う預かり保育の取扱い

幼稚園が、在園児に対し、教育課程に係る教育時間の終了後に幼稚園教育要領に基づき実施する教育活動を行う活動について、法第 6 条の 3 第 7 項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、法等に則り適正に実施されることが求められる。

また、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設に対する指導監督については、法等に則り適正に実施されることが求められるが、従来、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として行っていたという実態及び経緯に鑑み、幼稚園所管部局と情報交換を行う等の連携を図ること。

(留意事項 2) 教育を目的とする施設の取扱い

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び各種学校以外の幼児教育を目的とする施設（法第 6 条の 3 第 11 項の業務を目的とする施設を除く。）については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、児童福祉法上の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも 1 日 4 時間以上、週 5 日、年間 39 週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

(留意事項 3) 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の取扱い

法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の取扱いについては、保育を必要とする乳幼児の居宅で保育を行う事業形態の特殊性にかんがみ、他の事業類型と比較して、より短時間の預かりサービスも対象となる。

3 指導監督の事項及び方法

(1) 指導監督の事項

指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。ただし、法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）及び法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設であって、知事が別に基準を定めている場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができること。

また、指導監督は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日付け雇児発第 0121002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき効果的・効率的に行うこと。

(留意事項 4)

認可外保育施設については、法の他、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの法令の遵守も別途、求められていることにも留意すること。

(留意事項 5) 指導基準の考え方

指導監督基準は、悪質な認可外保育施設を排除するための基準であること。

(2) 指導監督の方法

指導監督は、第 2 から第 6 までに定めるところに従って、行うものであること。

4 認可外保育施設の把握

(1) 認可外保育施設の把握

認可外保育施設については、届出の提出を待つだけでなく、管内市町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また、消防署、保健所等の認可外保育施設を職務上把握し得る機関との連携や地域の児童委員を活用することも、その把握のために有効であること。

(留意事項 6) 市町村との協力の例

- ・届出、定期報告の受付、内容確認の依頼
- ・市町村が助成している認可外保育施設の指導監督の状況についての県への情報提供
- ・市町村に認可外保育施設から、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項に基づく確認の相談等があった場合の必要に応じた県への情報提供

(参照条文) 法第 59 条の 2 の 6

- ・都道府県知事は、第 59 条、第 59 条の 2 及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。
- ・市町村長は、第 30 条の 11 第 1 項及び第 58 条の 8 から第 58 条の 10 までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。(子ども・子育て支援法第 58 条の 12)

(留意事項 7) 消防署、保健所等の認可外保育施設を把握し得る機関等との連携の趣旨

県、保健所を設置する市においては、食品衛生法第 30 条第 1 項に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第 28 条第 1 項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設(認可外保育施設を含む。)の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第 4 条に基づき、関係者(認可外保育施設の関係者を含む。)に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検査及び関係者への質問の権限が与えられている。

これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

保健福祉事務所福祉課は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、様式 2 により法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めること。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、事業開始の日から 1 か月以内に様式 1 又は様式 1-2 による届出を行うよう指導すること。

また、様式 1 及び様式 1-2 による届出部数は正副 2 部とし、これを受理した場合

は、様式右上欄に届出番号を付した上で、「認可外保育施設届出台帳」に記載の上、正本1部をこども・家庭課あて提出すること。

(留意事項8) 届出制の意義

行政が認可外保育施設の把握を効率的に行い指導監督の徹底を図るとともに、利用者に施設の情報を適正に伝え、利用者の適切な施設選択を担保することで、利用者の施設選択を通じた悪質な認可外保育施設の排除を図る。

(留意事項9) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第2項に規定する業務を目的とする施設(少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く)であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)とする。(法第59条の2第1項参照)

届出対象施設は法第59条の都道府県知事等による指導監督の対象であることに加え、法第59条の2から第59条の2の5により都道府県知事等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面等(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)の交付が義務づけられている。

なお、公立の認可外保育施設も届出対象であり、知事に対して届出を行うものとする。この場合、当該施設に対する指導監督は県と市町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施すること。

また、以下の施設(ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。)は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象である(児童福祉法施行規則(以下「施行規則」という。)第49条の2)。

- ① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

(乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。)

(その旨が約款やパンフレット等の書面等により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は届出対象となる。)

ア 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育

するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児。

(例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

※事業者が顧客のために設置する施設については、当該顧客が、当該事業所を離れて当該事業者以外の事業者の提供するサービス等を受ける場合は、届出の対象となる。

イ 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象）

ウ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

(例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。)

エ 一時預かり事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児

法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。

オ 病児保育事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児

法第6条の3第13項に規定する病児保育事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。

カ 子育て援助活動支援事業を行う施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児

法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業として乳幼児の預かりを行っている施設については、当該事業に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、届出の対象外としている。

② 半年を限度として臨時に設置される施設（例：スキー場、イベント付置施設等）

③ 認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。)

※幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設とは、施設設備等の物的側面及び経営・運営等の人的側面において当該幼稚園と十分に連携を有する

施設をいう。

(留意事項 10) 届出事項 (施行規則第 49 条の 3)

- ① 法第59条の2第1項に規定する全ての施設の設置者において届出が必要な事項
- ・施設の名称及び所在地 (法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地)
 - ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・建物その他の設備の規模及び構造
 - ・事業を開始した年月日
 - ・施設の管理者の氏名及び住所
 - ・開所している時間
 - ・提供するサービスの内容 (サービスの内容の例: 月極保育、一時保育、24 時間保育等)
 - ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (保育料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金も届出が必要。)
 - ※「支払うべき額に関する事項」には食事代等利用料以外にも支払う額が含まれるものであること。
 - ・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数 (一時預かりの乳幼児も含む。)
 - ・利用定員
 - ※「利用定員」について、特に利用定員を定めていない場合には、同時に受入れが可能であると設置者が考えている人数とすること。
 - ・届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数 (当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数を 8 で除して得た数をいう。以下同じ。) 及び勤務の体制
 - ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
 - ※施設長が保育を行っている場合には職員に含めるものであること。
 - ※職員数の計算式は、実態等を踏まえ、常勤職員の労働時間を 8 時間としたものであること。
 - ※保育する乳幼児数及び職員数については、施設の運営状況をよりの確に把握するために、その実績値と予定の両方を届け出るとしたものであること。
 - ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (加入の有無、加入している保険の種類 (損害賠償保険・傷害保険・その他)、契約期間、給付対象、補償上限額)
 - ・提携する医療機関の名称、所在地、提携内容
- ② 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者、1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設 (上記留意事項9の各項目に掲げるものを除く。) の設置者において届出が必要な事項

- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況
- ③ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する設置者において届出が必要な事項
 - ・子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL
 (施行規則第 49 条の 3 第 10 号参照)

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置

保健福祉事務所福祉課において、届出対象施設であるが、開設後 1 か月を経過後も届出を行っていない施設を把握した場合には、様式 3 により期限（文書施行の日から 1 か月）を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、様式 4-1 によりこども・家庭課あて報告すること。

こども・家庭課は、これを検討の上、非訟事件手続法に基づく過料事件の手続きを行うべきものと思料される場合は、様式 4-2 により非訟事件手続法に基づく過料事件の手続きにより管轄の裁判所に通知する。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。

(参照条文) 法第 62 条の 4

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の過料に処する。

(留意事項 11) 過料事件の手続

過料事件の手続きについては、非訟事件手続法第 119 条～第 122 条による。

管轄となる、過料に処せられる者の住所地の地方裁判所に過料の対象となることを県が通知する。

(4) 市町村に対する届出事項の通知

こども・家庭課は、認可外保育施設から届出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、法第 59 条の 2 第 3 項の規定により、当該届出に係る事項を、当該施設の所在地の市町村長に速やかに通知する。

第 2 通常指導監督

1 通則

保健福祉事務所福祉課における通常指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うこと。

指導監督に当たっては、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、法に基づき厳正に対処すること。

2 報告徴収（保健福祉事務所福祉課）

(1) 運営状況報告の対象

全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、様式 5 又は様式 5 - 2 により運営状況の報告を毎年 5 月末日までの期限を付して求めること。

なお、報告部数は各 2 部とし 1 部を保健福祉事務所福祉課において施設別に管理し、1 部をこども・家庭課あて提出すること。

その際、次のような場合にも報告するよう併せて指示すること。

① 事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

死亡事案、重傷事故事案等の重大な事故が生じた場合は、関係機関との連携を図り、適切な処置をとるとともに「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 29 年 11 月 10 日付け府子本第 912 号、29 初幼教第 11 号、子保発 1110 第 1 号、子子発 1110 第 1 号、子家発 1110 第 1 号通知）に基づき、様式 6 により速やかに報告させること。

また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け健発 0222002 号・薬食発第 0222001 号・雇児発 0222001 号・社援発第 0222002 号・老発 0222001 号通知）に準じて、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）に報告させること。併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じさせること。

② 長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24 時間かつ週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を様式 7 により速やかに報告させること。

また、必要に応じて児童相談所等関係機関との連携を図ること。

③ 届出事項に変更が生じた場合の報告

届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）で定める事項に変更を生じた場合は、法第 59 条の 2 第 2 項の規定により、様式 8 を変更後 1 か月以内に報告させること。

また、様式 8 による変更届を受理した場合は、様式右上欄に届出番号を付した上で、「認可外保育施設届出台帳」にその内容を新たに記録し、従前の内容を見え消しの上、削除すること。

④ 事業を廃止し、又は休止した場合の報告

届出対象施設が当該認可外保育施設を廃止し又は休止した場合は、法第 59 条の 2 第 2 項の規定により、様式 9 を廃止又は休止の日から 1 か月以内に報告させること。

なお、「休止」の場合にあつては、「認可外保育施設届出台帳」の備考欄に「休止：平成**年**月**日」のように記載し、「廃止」の場合にあつては、備考欄に「廃止：平成**年**月**日」のように記載し、見え消しにより削除すること。

（留意事項 12）運営状況報告を徴収することの意義

届出対象施設については、法第 59 条の 2 の 5 第 1 項において、県に対し定期報告を行

うことを義務づけられている。届出対象施設以外の施設についても、法第 59 条により、必要と認める事項の報告を求めることができるものであり、認可外保育施設の指導監督を行うにあたって施設の状況を把握しておくことが必要であることから、運営状況報告を徴収するものである。

(留意事項 13) 長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い

認可外保育施設に 24 時間かつ週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合又は当該認可外保育施設に対して事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

- ・ 里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（法第 27 条）
- ・ 母子生活支援施設等での母子保護の実施（法第 23 条）
- ・ 保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（法第 24 条）又は認定こども園における教育・保育の提供
- ・ ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（平成 13 年 5 月 11 日付け 13 青第 153 号社会部長通知）
- ・ 子育て短期支援事業の活用（法第 6 条の 3 第 3 項）

(留意事項 14) 届出事項のうち、変更が生じた場合に報告をしなければならない事項（施行規則第 49 条の 4）

- ・ 施設の名称及び所在地（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所

(留意事項 15) 定期報告事項（施行規則第 49 条の 7）

① 報告が必要な事項

ア 法第 59 条の 2 第 1 項に規定する全ての施設の設置者において報告が必要な事項

- ・ 施設の名称及び所在地（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所

- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・保育している乳幼児の人数
- ・利用定員
- ・保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・その他施設の管理及び運営に関する事項

※「その他施設の管理及び運営に関する事項」としては、安全管理、衛生管理、保育する乳幼児や職員の健康管理の状況等が考えられること。

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者において報告が必要な事項

- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況

ウ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する設置者において届出が必要な事項

- ・子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL
（施行規則第49条の7第14号参照）

② 研修の受講

法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の保育に従事する者（保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）を除く。）については、研修受講が義務となっている。当該研修の内容等については、「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和元年9月20日付け子発0920第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）を参照すること。

（2）運営状況報告がない場合の取扱い

（1）による報告がない場合については、文書により期限を付して求めること。

（3）特別の報告徴収の対象

当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等で、

児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求めること。

なお、この際には、必要に応じて 3 (1)②の特別立入調査の実施を考慮すること。

3 立入調査（保健福祉事務所福祉課）

(1) 立入調査の対象

① 通常の立入調査の対象

届出対象施設については、年 1 回以上行うことを原則とすること。

また、法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）に対する立入調査についても、年 1 回以上行うことを原則とする。これが困難である都道府県等においては、立入調査に代えて、当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年 1 回以上行うこともやむを得ないこと。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、都道府県等が必要と判断する場合には、当該施設に立入調査を行うこと。

法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者（以下「事業所長」という。）又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年 1 回以上行うこと。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、都道府県等が必要と判断する場合には、立入調査を行うこと。

これらの施設について、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、巡回支援指導員等が訪問する、又は市区町村の協力を得て当該施設に訪問するなどして状況を確認すること。

また、届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力すること。

(留意事項 16) ベビーホテルの定義

ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものであること（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設を除く。）。ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設を除く。）

ア 夜 8 時以降の保育

イ 宿泊を伴う保育

ウ 一時預かり

② 特別立入調査の対象

死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害

が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

③ 事務所への立入調査

認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、法第 59 条第 1 項の規定により、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をすること。

（留意事項 17）事務所に対する立入調査の意義

立入調査については、認可外保育施設への立ち入り及び設置者、施設長（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。以下同じ。）や保育従事者への聴取を基本とするが、施設側に施設の運営状況等を把握するうえで必要な報告や書類の提出を求めてもこれらがなされない場合や設置者等が質問に対して明確な応答ができない場合においては事務所への立入調査や報告徴収を検討すること。

また、立入調査については、施設の運営状況等を把握する他、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施すること。

（参照条文）法第 61 条の 5 及び第 62 条

次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する

第 61 条の 5 正当の理由がないのに、第 29 条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～六 （略）

七 正当の理由がないのに、第 59 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（2）立入調査の手順

① 実施計画の策定

立入調査の実施計画は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定すること。

また、策定に当たっては、必要に応じて、消防署、保健所等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図ることが望ましいこと。

（留意事項 18）行政情報の提供について

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項においては、他の部局や他の行政機関に対し、業務の遂行に必要な限度において、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供することが認められており、この趣旨を踏まえれば、法人情報についても所掌事務の遂行に必要な限度で、他の部局や他の行政機関との間で、認可外保育施設に関する行政情報を交換することは差し支えないと考えられること。

(留意事項 19) 以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。

- ・ 著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの
- ・ 著しく施設が狭隘なもの
- ・ 連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・ 著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・ 管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの
- ・ 通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・ 事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの
- ・ 設置後の届出義務、設置者の氏名等の揭示義務、利用者に対する書面等交付義務等法令に定める義務の履行を怠っているもの

② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育専門相談員等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。

③ 市町村との連携

立入調査に当たっては、法第59条の2の6の規定により、保育の実施主体である市町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。

なお、市町村は、幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業である特定子ども・子育て支援施設等(子ども・子育て支援法第30条の11第1項)に対して、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」の第53条から第61条の規定を遵守させるため、「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」及び「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」(令和元年11月27日付け府字本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」別添1及び2)に基づき、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項

に定める指導と、子ども・子育て支援法第 58 条の 8 第 1 項に定める監査を行うことが求められている。

そのため、立入調査に当たっては、事前に市町村の指導内容を把握するとともに、監査が実施された場合には、指摘事項や改善状況を確認し、効果的・効率的な調査を実施するよう努められたい。

(留意事項 20) 市町村との連携の例

- ・ 市町村の調査等と連携し、一体的に調査を実施すること。
- ・ 立入調査時に必要に応じ、市町村保育士、保健師等の同行を求めること。
- ・ 問題のある施設の継続的な状況の把握及びその指導への協力を求めること。

④ 関係部局との連携

防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防署、保健所等と連携して指導を行うこと。

⑤ 新規把握施設への対応

年度途中に新規に把握された認可外保育施設については、速やかに立入調査を行うよう努めること。

(留意事項 21) 速やかな立入調査ができない場合の処理

新規に把握された認可外保育施設に優先して立入調査を行うべき認可外保育施設が多数存在している場合など、速やかな立入調査を行うことができない場合であっても、立入調査に先立つ認可外保育施設の訪問等を通じて、設置者又は管理者に対して、関係法令等の理解を促す等の措置を速やかに執ること。

⑥ 事前通告

立入調査に当たっては、当該認可外保育施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とする。

ただし、当該施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、実施する特別立入調査の目的に照らして、必要に応じて、事前通告せずに特別立入調査を実施することが適切であることに留意すること。

(留意事項 22) 問題を有すると考えられる施設に対する取扱い

留意事項 19 に掲げる「問題を有すると考えられる施設」については、通常立入調査を実施する場合であっても、事前通告せずに実施することや、事前通告期間を短くするなどの工夫が必要であること。

⑦ 保育従事者及び保護者からの聴取等

立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取すること。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取すること。

また、施設内での虐待が疑われる場合は、利用児童の様子を確認すること。

⑧ 口頭の助言、指導等

改善指導は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付について（平成 17 年 1 月 21 日付け雇児発第 0121002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）の別表評価基準」により行うものとし、当該施設の前年指摘事項を予め確認の上、立入調査時に指導監督基準に基づく適否の確認を行い、改善指導がある場合は、文書又は口頭（助言・指導等）により指導した結果を記録し、速やかに復命を行うこと。

⑨ 指導監督結果の検討

立入調査による指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じること。具体的には、第 3 から第 5 までに規定するところによること。

また、死亡事故等の重大事故が発生した場合に行う検証において、事故の発生前までに実施した指導監督及び事故に関連して行った指導監督の結果並びに措置状況等について、事故後に行う検証において活用すること。検証が行われた場合、今後の管内の施設に対する指導監督については、検証結果を反映して実施すること。

第 3 問題を有すると認められる場合の指導監督

1 通則

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求めると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図ること。

（留意事項 23）関係機関との連携

指導監督に当たっては、市町村や消防署、保健所等の関係機関との連携を図ること。特に、改善指導等の措置に当たっては、子ども・子育て支援法第 30 条の 3 において準用する同法第 14 条第 1 項及び同法第 58 条の 8 第 1 項に基づき、市区町村が実施した特定子ども・子育て支援施設等への指導及び監査における指導内容若しくは指摘事項又は改善状況等を情報共有した上で、効果的に実施すること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。

（留意事項 24）立入調査の際には、以下の重点調査事項の例を参考に、改善指導、改善勧告等の実施について検討し、必要な措置を講じること。特に、緊急時の対応については、留意事項 28 についても留意すること。

【重点調査事項の例】

- ・ 保育士等の職員配置の状況（夜間の複数配置等）
- ・ 事故防止の取組（乳幼児突然死症候群に対する注意（乳児の仰向け寝等）等
- ・ 適切な食事、衛生管理の徹底
- ・ 人権配慮、虐待防止

- ・ その他、各都道府県等が定める重点調査事項

2 改善指導（保健福祉事務所福祉課）

（1）改善指導の対象

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うこと。

（2）改善指導の手順

① 改善指導の内容

立入調査実施後概ね1か月以内に改善すべき事項を様式10により通知すること。（改善されなければ法第59条第3項に基づく改善勧告及び第59条第4項に基づく公表等の対象となり得ることを明示する。）

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること。

また、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めること。

② 改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うこと。

回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様であること。

3 改善勧告（こども・家庭課）

（1）改善勧告の対象

保健福祉事務所福祉課は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い施設がある場合には、留意事項24の重点調査事項の例を踏まえつつ、改善指導に止めずに、様式11-1によりこども・家庭課あて経過書を添えて報告すること。

こども・家庭課は、報告書の内容を検討した上で、改善勧告が必要と認められる場合は、法第59条第3項に基づく改善勧告を行う。

（2）改善勧告の手順

① 改善勧告の内容

文書による改善指導における最終報告期限後（改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあつては立入調査実施後）概ね1か月以内に改善勧告を様式11-2により通知する。（改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示する。）

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して文書で報告を求めらる。

なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限（この期限は、3年以内とすること）を付して移転を勧

告する。

② 関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

③ 確認

改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査（こども・家庭課及び保健福祉事務所福祉課合同）を行う。

回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様であること。

また、保健福祉事務所福祉課は、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めること。

(3) 利用者に対する周知及び公表

① 利用者に対する周知

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該認可外保育施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該認可外保育施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる。

② 改善勧告に伴う公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、法第 59 条第 4 項及び 7 項の規定により、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表する。また、地元市町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請する。

第 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令（こども・家庭課）

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第 59 条第 5 項の規定により、弁明の機会を付与し、長野県社会福祉審議会における児童福祉専門分科会の処遇審査部会（以下「県社会福祉審議会処遇審査部会」という。）の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずる。

(留意事項 25) 「事業停止命令」及び「施設閉鎖命令」の意義

- ・ 「事業停止命令」は、期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいうこと。
- ・ 「施設閉鎖命令」は、施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外

保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいうこと。

(留意事項 26) 警察との連携等

施設内（保育を必要とする者の居宅で保育を行う場合を含む。）で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。この場合にあっても、利用者や地域住民を保護するための周知及び公表等は、引き続き行うものであること。

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

① 関係機関との調整

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

② 弁明の機会の付与

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、様式 12 により事前に弁明の機会を付与する。

(留意事項 27) 弁明の機会の付与

弁明の機会の付与は、行政手続法第 29 条から第 31 条までに定めるところにより、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面によって通知して行う。

- ・ 予定される命令の内容
- ・ 命令の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

③ 県社会福祉審議会処遇審査部会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、県社会福祉審議会処遇審査部会の意見を聴く。

④ 事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

県社会福祉審議会処遇審査部会の意見を聴き、速やかに判断した上で、様式 13 により事業停止又は施設閉鎖を命ずる。通常は事業停止命令を先ず検討すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発する。

(参照条文) 法第 61 条の 4

第 46 条第 4 項又は第 59 条第 5 項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、これを 6 月以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

(3) 事業停止又は施設閉鎖命令に伴う公表

事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、法第 59 条第 7 項の規定により、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表する。また、地元市町村に対し通知するとともに、その内容を公表するよう要請する。

第5 緊急時の対応（こども・家庭課）

（1）緊急時の手順

児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、第3及び第4までの手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行う。

（2）緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行う。

- ① 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ② 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- ③ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

（留意事項 28）緊急時の改善勧告

上記の①から③までの具体的事例については、以下のとおり指導監督基準に定める事項に関する実施状況等を想定しているが、これらはあらかじめ県社会福祉審議会処遇審査部会の意見を聴いて設定し、公表するものとする。

- ・ 「第1 保育に従事する者の数及び資格」及び「第2 保育室等の構造設備、面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・ 「第1 保育に従事する者の数及び資格」の「1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設」の「(2) 保育に従事する者の概ね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあつては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が1人もいないもの
- ・ 「第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2) 保育室を3階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと」又は「(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。」に関して、イに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの
- ・ 認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

（3）緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令

児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ県社会福祉審議会処遇審査部会の意見を聴くいとまがないときは、法第59条第6項の規定により、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものであること。

この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、県社会福祉審議会処遇審査部会に対しては事後速やかに報告するものとする。

(留意事項 29) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令

行政手続法第 13 条において、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるときは、弁明の機会の付与を行うことなく不利益処分をすることが可能とされており、また、事後に弁明の機会の付与を行うことは必要とされていないこと。

(留意事項 30)

施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定されること。

第 6 情報提供

1 市町村等に対する情報提供（こども・家庭課）

市町村及び消防署や保健所等との連携により指導監督に当たる必要があるため、法令に定める市町村への通知事項以外にも、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該認可外保育施設の状況等については、適宜、市町村等に情報の提供を行う。

あわせて、利用者からの相談を受けた市町村、消費生活センター等と県との間で情報共有を図ること。

(留意事項 31) 法令に定める市町村への通知事項

- ・ 改善勧告又は事業停止命令若しくは施設閉鎖命令をした場合、その旨の通知（法第 59 条第 7 項）
- ・ 届出があった場合、当該届出に係る事項の通知（法第 59 条の 2 第 3 項）
- ・ 認可外保育施設からの運営状況の報告事項のうち、児童の福祉のため必要と認められる事項の通知（法第 59 条の 2 の 5 第 2 項）

2 一般への情報提供（保健福祉事務所福祉課、こども・家庭課）

地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口（保健福祉事務所福祉課・市町村児童福祉主管課等）や利用者が相談できる窓口（市町村の利用者支援事業の担当窓口、消費生活センター等）について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての個別情報を、別に定める様式により、インターネットでの電子媒体による情報提供方法及び窓口での紙媒体による情報提供方法により提供すること。

管内市町村に対しても、同様に地域住民への情報提供を求めること。

(留意事項 32) 情報提供に当たっては、以下のことに注意すること。

① 情報提供の対象施設

情報提供の対象となる施設は、原則、届出対象施設とするが、立入調査等による状況把握ができていない場合など届出対象外の施設についても情報提供に努めること。

なお、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の情報提供を行うに当たっては、個人情報に配慮するとともに、届出の際に公表する旨や公表項目等について、当該施設に対して事前に伝えておくことが望ましい。

② 情報提供の項目及び方法

インターネットへの掲載や認可外保育施設を担当する窓口での閲覧等により公表事項（施設の名称、所在地、設置者名及び住所、管理者名及び住所、設備の規模・構造、事業開始年月日、開所時間、サービス内容、入所定員、保育従事者数（うち保育士数）、指導監督における指摘事項等）を、同一の項目で同一の形態により提供すること。

情報提供内容の時点は、毎年4月1日時点とする。

なお、施設からの報告をそのまま情報提供するのではなく、立入調査等による事実確認を行った上での情報提供を原則とすること。やむを得ず報告徴収又は立入調査時に無回答又は把握できなかった事項を情報提供する場合は、その旨を記載すること。

また、認可外保育施設が所在する市町村に対して、地域住民に窓口等で当該認可外保育施設に係る情報提供についての協力を求めること。

③ 情報の更新

情報の更新については、毎年度4月1日時点の状況を立入調査終了後、随時更新すること。

④ 情報提供項目の留意事項

・ 利用料

利用料については、保育の質を考慮せずに利用料が低い施設を選ぶことに保護者を誘導してしまう可能性があることから、情報提供には適さない。

・ 乳幼児数

保育する乳幼児の数については、立入調査等により直接確認し、確認した日付を明らかにした上で情報提供することが望ましい。

・ 入所定員

入所定員については、「認可外保育施設指導監督基準」に則した定員設定となっているか確認した上で情報提供すること。

・ 職員配置

職員配置数については、

(ア) 雇用する職員の数と実際に保育に従事する職員の数には開きがあることから、単に雇用する職員数だけを情報提供することは適切でないこと。

(イ) 配置数の実績を情報提供する場合には、立入調査等により直接確認し、確認した日付を明らかにした上で行うことが望ましいこと。

(ウ) 保育士や看護師の有資格数の情報提供については、保育士登録証等により、その資格の有無の確認を行うこと。

(エ) 職員数を常勤換算して情報提供する場合には、その計算式等も併せて情報提供すること。

- ・ 保険加入状況

保険加入状況について情報提供する場合には、保険の内容は様々であることから、単純な加入・非加入の表示のみに止まらず、その内容まで含めた形で行うことが望ましいこと。また、情報提供の際には契約書面の写しを提出させる等により確認を行うこと。

- ・ 医療機関との提携状況

医療機関との提携状況については、様々な形が考えられ、誤解を招く恐れが強いことから、情報提供には適さないこと。

(参考条文) 法第 59 条の 2 の 5 第 2 項

都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

(留意事項 33) 掲示事項

届出対象施設の設置者は、法第 59 条の 2 の 2 の規定により、様式 14 を標準様式（記載例参照）として、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならない。

- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 設置者の氏名又は名称及び所在地
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 施設の管理者の氏名
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容（サービスの内容の例：月極保育、一時保育、24 時間保育等）
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（保育料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金も記載すること。）
- ・ 入所定員
 - ※ 「入所定員」について、特に入所定員を定めていない場合には、同時に受入れが可能であると設置者が考えている人数とすること。
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - ※ 「職員の配置数又はその予定」については、数値として示す方法の他、当日勤務を予定している保育従事者等の名前やローテーション表を貼り出す等の対応でもよいこと。

(留意事項 34) 提供する保育サービス等に関する事項の説明

届出対象施設の設置者は、法第 59 条の 2 の 3 の規定により、当該認可外保育施設において提供されるサービスを利用しようとする者からの申込があった場合には、その者に

対し、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するように努めなければならない。

(留意事項 35) 書面交付事項

届出対象施設の設置者は、法第 59 条の 2 の 4 の規定により、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、様式 15 を標準様式（記載例参照）とした書面等を交付しなければならない。

- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 開所している時間
- ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容（サービスの内容の例：月極保育、一時保育、24 時間保育等）
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（保育料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金も記載すること。）
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額（加入の有無、加入している保険の種類（損害賠償保険・傷害保険・その他）、契約期間、給付対象、保険金額等）
- ・ 提携する医療機関の名称、所在地、提携内容
- ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- ・ その他の条件等

※ 書面交付事項については、規則に記載された事項以外の事項についての記載を排除するものではなく、開所時間や、当該認可外保育施設が提供しているすべてのサービス内容や利用料について、記載しても構わないこと。

第 7 雑則

1 記録の整備（保健福祉事務所福祉課、こども・家庭課）

認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備すること。

また、届出事項に係る情報等を「認可外保育施設届出台帳」として台帳管理すること。

2 厚生労働省への報告（健康福祉部こども・家庭課）

知事は第 3 の 3、第 4、第 5 の（2）又は第 5 の（3）の措置を講じた場合は、厚生労働省に報告する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 5 月 1 日から適用する。

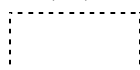
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

(別 添)

認可外保育施設指導監督基準

(注)



の枠外が指導監督基準であり、枠内がその考え方である。

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、概ね児童福祉施設設備運営基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯や夜間・午睡の時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

- 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、

乳児	乳児概ね3人につき保育に従事する者1人
1、2歳児	幼児概ね6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児概ね20人につき保育に従事する者1人
4歳以上児	幼児概ね30人につき保育に従事する者1人
- 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数に係る児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が施設ごとに基準日を判断することが可能である。
- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。

- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。
短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

- (2) 保育に従事する者の概ね三分の一（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

- 上記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

- イについて、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

(2) 保育に従事する者

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。

- 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）にあっては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設にあっては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。

- 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

- 「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日雇児保発第0331003号通知）の第1の1のとおり、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用している場合に限る。）において雇用される保育に従事する者（都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意すること。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。

- 「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。

- (3) 乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

○ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。

- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではないが、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

3 共通事項

○ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。

○ 乳幼児用ベットの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベットに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ。）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便器の数はおおむね幼児 20 人につき 1 以上であること。

- 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
- 調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

第3 非常災害に対する措置

1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
- 非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
 - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
 - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

- 火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。（保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）第 3 章 4 節「災害への備え」参照。）

2 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設
防災上の必要な措置を講じていること。

- 火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。

第 4 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として 1 階に設けることが望ましいが、やむを得ず 2 階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設及び同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）並びに同条第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育に従事する者の居宅又は保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しないことができるが、適用しない場合は、第 3 の 1 (2) に掲げる定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることに特に留意が必要であること。

(1) 保育室を 2 階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を 2 階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、3 に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

常用	①屋内階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
 - ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
 - ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
 - ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備とすること。
 - ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
 - ⑤その階の保育室の面積の概ね八分の一以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。
 なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。
- 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

- ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する屋内特別避難階段 ②屋外階段
避難用	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

- 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。
- スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。

- 調理器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

- エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- 非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
- 非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

- キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

- 防災物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁登録者番号
防 炎
登録確認機関名

防火対象物において使用する防災対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。

- (3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

- ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。
この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。

常用	①建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段 又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する構造の屋外避難階段
避難用	①建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段 又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室 が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコ ニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する 場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて 連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号 を満たすものとする。） ②建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する構造の屋外避難階段

- 建築基準法施行令第 123 条第 3 項第 2 号に規定する国土交通大臣が
 定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の階段室又は付室の
 構造方法を定める件」（平成 28 年国土交通省告示第 696 号）により国
 土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 建築基準法施行令第 129 条の規定により当該階が階避難安全性能を
 有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合又は
 同令第 129 条の 2 の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有す
 るものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合は、同令第
 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定により、同令の諸規定が適
 用除外となるが、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳
 幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであるこ
 とについて認定を受けることが必要であること。
- 4 階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等
 については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取
 扱いについて」（平成 26 年 9 月 5 日雇児発 0905 第 5 号）の別添「保育
 室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまと
 められているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係
 機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

第5 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。

[乳児（1歳未満児）]

- ・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。

- ・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[1歳以上3歳未満児]

- ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

[3歳以上児]

- ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

(3歳児)

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

(4歳児)

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

(5歳児)

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

(6歳児)

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。

イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

- 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。
- 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

- 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
- 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

- 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。

なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、施設の設置者又は管理者とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

- 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。
- 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

○ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

○ 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。
 (専門機関からの助言を要する場合の例)
 ・心身の発達に遅れが見られる場合
 ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

○ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

○ 保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

第6 給食

○ (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年3月厚生労働省)、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省)を参考にすること。

- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、必要に応じて本基準を適用すること。

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

- 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・ 食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
 - ・ ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
 - ・ 哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌すること。
 - ・ 食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
 - ・ 原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。
 - ・ 衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関 国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にすること。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。
また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
- 食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。

- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。
- アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

- 登園時の健康状態の観察
毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。
- 降園時の健康状態の観察
毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

- 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。
- 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。
- 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、原則として、(2)及び(3)は適用しない。

(4) 職員の健康診断

- ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。
- イについて、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

- 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

(6) 感染症への対応

- ア 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設
感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること。
- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

- イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設

感染予防のための対策を行うこと。

- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、利用児童の居宅等において保育を行うことを踏まえ、複数児童が利用する施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。
(例) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を実施する。

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

- ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

- 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

- ア 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- イ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- ウ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- エ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- オ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えること。
- カ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

- 事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知)を参照すること。

- キ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- ク 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

- 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。
- 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
 - ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。
 - ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。
 - ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施すること。
- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による提示などの方法が考えられる。)
- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
 - ・ 建物その他の設備の規模及び構造
(注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。)
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 事業を開始した年月日
 - ・ 開所している時間
(注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育提供可能時間)
 - ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
(注：利用料の変更に関し掲示が適切になされているか、保護者への説明がなされているかについて、指導助言を行うこと。)
 - ・ 入所定員
 - ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況
(注：法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。)
 - ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・ 緊急時等における対応方法
 - ・ 非常災害対策
 - ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。

(様式 14 参照)

- (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面等による交付が義務づけられている。
 - ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 施設の管理者の氏名及び住所
 - ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
 - ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。

(様式 15 参照)

- (3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと。

- 届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。(児童福祉法第 59 条の 2 の 3)
- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。
- 保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。

第9 備える帳簿等

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

○ 職員に関する帳簿等

- ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等

（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用していない場合に限る。）については、職員に関する帳簿は整備しなくてもよいが、資格を証明する書類（写）等は確実に保管する必要がある。

○ 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等

- ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等

○ 労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。

（例）

- ・ 労働者名簿（労働基準法第107条）
- ・ 賃金台帳（労働基準法第108条）
- ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）